

こんにちは！

だい 7 号

おおづまちしょう しゃき かんそうだんし えん
大津町 障がい者基幹相談支援センターです！！



発行日: 令和6年7月
発行責任者:
おおづまちしょう しゃ
大津町 障がい者
基幹相談支援センター
うらたひろゆき
浦田裕之
☎096-292-0114

しょう じ しゃ かつ 障がい児・者の方のサービスについて②

センター長 ちよう うらた ひろゆき
浦田 裕之

ぜんごう しょう ふくし しょうかい
前号より、障がい福祉サービスについて紹介しておりますが、今回は、成人(18歳～)の

ほうもん ざいたく せいかつ し えん ほうもんけい しょうかい
訪問による在宅での生活を支援する、訪問系サービスについて紹介します。

サービス名称 めいしょう	対象者 たいしょうしゃ	内容 ないよう
きょたく かいご しんたいかいご 居宅介護 身体介護 (ホームヘルプ)	しょう しゃ くぶん いじょう 障がい者 (区分1以上)	じたく にゆうよく はい しょくじ かいご おこな 自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
きょたく かいご かじえんじょ 居宅介護 家事援助 (ホームヘルプ)	しょう しゃ くぶん いじょう 障がい者 (区分1以上)	じたく ちょうり せんたく か もの かじ おこな 自宅で、調理、洗濯、買い物などの家事を行います。
きょたく かいご つういんとうかいじょ 居宅介護 通院等介助 (ホームヘルプ)	しょう しゃ くぶん いじょう 障がい者 (区分1以上)	びやういん つういん かいじょ おこな 病院などへの通院などの介助を行います。
じゅうどほうもん かいご 重度訪問介護	じゅうじかいご よう じゅうど した 常時介護を要する重度の肢 いふじゆうしゃ きほんてき さい 体不自由者 (基本的に18歳 いじょう ひと くぶん いじょう 以上の人) (区分4以上)	じゅうど しょう つね かいご ひつよう ひと じたく にゆうよく はい しょくじ 重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事 かいじょ がいしゅつじ いどうしえん そうごうてき おこな の介助や外出時の移動支援などを総合的にを行います。
こうどう えんご 行動援護	こうどうじょやちじる こんなん ゆう 行動上著しい困難を有する じゅうじかいご よう ちて ため、常時介護を要する知 き せいしんしょう しゃ くぶん 的・精神障がい者 (区分3 いじょう 以上)	ちてきしょう せいしんしょう こうどう こんなん つね かいご ひつよう ひと こうどう 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動 ときひつよう かいじょ がいしゅつしえん おこな する時必要な介助や外出支援を行います。
じゅうど しょうがいしゃとう ほうかつ しえん 重度障害者等包括支援	じゅうじかいご よう ひつよう 常時介護を要し、その必要 ど いちじる たか しょう しゃ 度が著しく高い障がい者 くぶん (区分6)	つね かいご ひつよう ひと かいご ひつようせい ひじょう たか みと ひと 常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高いと認められた人 きょたくかいご しょうがいふくし ほうかつてき ていきょう には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
どうこう えんご 同行援護	しかくしょう しゃ 視覚障がい者	しかくしょう がいしゅつ こんなん ひと たい がいしゅつ さい ひつよう いどう えんじょ 視覚障がいにより外出が困難な人に対して、外出する際に必要な移動援助 しかくてき じょうほう しえん おこな や視覚的情報の支援を行います。

おおづまち しょう ふくし さんこう さくせい
大津町 障がい福祉ガイドブックを参考に作成

※障害者区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階(区分1～6:区分6の
ひと ひつよう しえん ど あい たか
人が必要とされる支援の度合いが高い)です。

しゅわげんごじょうれいせいていしゅくがぎょうじ 手話言語条例制定祝賀行事

デフアート&デフフォト

かんどう き も つた
『感動する気持ちをあなたに伝えたい』

れいわ ねん がつ にち にちかいさい
令和6年5月21日～31日開催

おおづまちやくばちやうしや かい
大津町役場庁舎1階ロビー



デフアート(「手話」と「ろう文化(音のない世界)」「ろう歴史」をテーマとした絵)



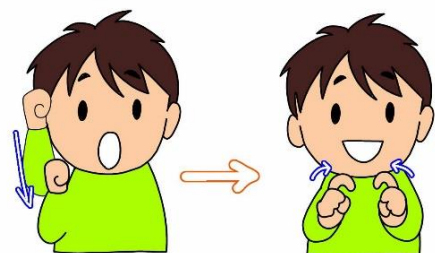
デフフォト(ろう者が撮影した写真)



おおづまちでは、手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がりや、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることに関し、基本理念を定め、町の責務や町民、事業所等の役割を明らかにすること、また、基本理念に基づいた施策の推進を定めることにより、すべての町民が地域の中で認め合い、輝きと生がいをもって、安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、『大津町手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例』を令和6年3月19日に施行されました。

朝

あいさつ

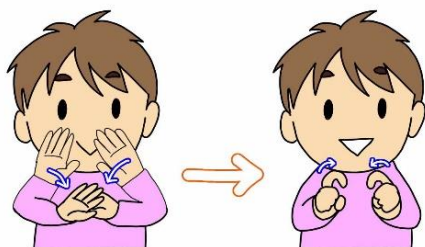


日本手話

おはようございます

夜

あいさつ

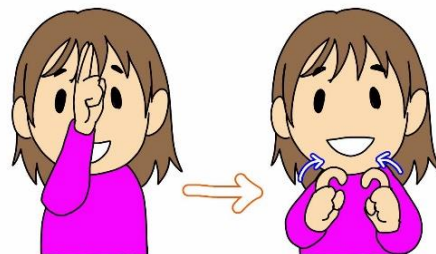


日本手話

こんばんは

昼

あいさつ



日本手話

こんにちは

しゅわ こうりゆう
手話で交流して
みませんか!?

ありがとう

